

## 令和7年度愛知県介護テクノロジー導入支援事業費補助金について

- 介護テクノロジー導入支援事業について、令和7年度事業と令和6年度事業の主な異同は次のとおりです。
- ① 養護・軽費老人ホームが新たに補助対象に追加されました。
  - ② 「介護ロボット導入支援」と「ICT 導入支援」に分かれていたメニューが「介護テクノロジーの導入支援」として一本化。また、対象機器を（公財）テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム」でカタログ化して明確化されました。
  - ③ 「パッケージ型導入支援」について令和6年度は種類の異なる機器を複数組み合わせれば補助対象としていたものを、令和7年度では、「介護業務支援」（介護ソフト）に該当する機器と当該機器と連動することで効果が高まると判断できる機器の組合せに限定。
  - ④ 「パッケージ型導入支援」について、令和6年度は基準額を全国一律で1,000万円としていたところ、令和7年度は都道府県の判断により400万円～1,000万円の幅で設定可能となったため、愛知県では500万円と設定されました。
  - ⑤ 「介護ソフト」の基準額について、居宅サービス事業所又は居宅愛護支援事業所であって、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算されます。
  - ⑥ 居宅サービス、居宅介護支援は令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」の利用開始が補助要件です。
  - ⑦ 施設系サービスは、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」の設置が補助要件です。